

# 法政大学大学院博士後期課程研究助成金（A）給付規程

規定第1046号

一部改正 2011年4月1日 2014年4月1日

2016年4月1日

## （目的）

第1条 この規程は、法政大学大学院博士後期課程に在学する大学院生を対象に、学術研究を奨励し、高度な研究能力と豊かな学識を有する若手研究者として育成するための経済的支援を行う研究助成金（A）（以下「助成金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （給付対象者）

第2条 この規程に基づく助成金の給付対象者は、本学大学院博士後期課程に在学する大学院生とする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- （1）標準修業年限を超えている者
  - （2）休学中の者
  - （3）本学給付の奨学金等により海外留学する者、又は留学中の者
  - （4）学費を自己支弁していない者（学費が支給される日本政府及び外国政府国費留学生等）
  - （5）学校法人法政大学が設置する諸学校の専任職に就いている者
- 2 前項第1号について、長期履修制度の適用を受ける者は、入学時に認められた長期履修期間を超えている者とする。

## （給付額）

第3条 本助成金の給付額は、年間授業料の半額を上限とし以下のとおりとする。

（文系研究科）年額20万円 （理系研究科）年額30万円

- 2 前項に関わらず、長期履修制度の適用を受ける者の給付額は、長期履修期間に応じて定められた当該年度の年間授業料の半額を上限として別に定める。

## （給付時期・方法）

第4条 本助成金の給付は採用年度限りとし、毎年度申請とする。

## （申請方法）

第5条 第2条に規定する給付対象者としての資格を有し、本助成金の給付を希望する者は、以下の書類に必要事項を記入し大学院事務部に提出しなければならない。

- （1）申請書・研究計画書（所定用紙）
- （2）銀行口座振込届（所定用紙）
- （3）その他大学が提出を求めた書類

## （決定）

第6条 本助成金給付の決定は、各研究科・専攻の承認を経て研究科長会議で選考を行い、総長がこれを決定する。

## （助成金の決定通知）

第7条 前条により決定された助成金の決定通知は、申請者に対して書面にて行うものとする。

## （取消）

第8条 本助成金の給付を受けた者が、次の各号に該当すると認められた場合には、研究科長会議の議を経て、総長がその資格を取り消すことができる。

- （1）退学又は除籍されたとき
- （2）本学が期待する学術研究に専心できないと判明したとき
- （3）学費の自己支弁が不要になった場合
- （4）前各号のほか、助成金を受給する者として適当でない事実があったとき

(返還請求)

第9条 本助成金は、返還を要しない。ただし、前条の定めにより受給者の資格を取り消した者に対して、給付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(給付金の辞退)

第10条 給付の決定を受けた者は、本助成金の辞退を申し出ることができる。

(その他)

第11条 授業料減免制度等の適用者も、本助成金の給付対象者とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て総長が決定する。

(所管)

第13条 本助成金の給付に関する事務は、大学院事務部が行う。

付 則

- 1 本規程は、2010年6月1日より施行する。
- 2 2011年4月1日より、第2条、第5条及び第11条を一部改正して、施行する。
- 3 2014年4月1日より、第2条及び第3条を一部改正する。また、第12条を新設し、以下の条を繰り下げ施行する。
- 4 2016年4月1日より、第2条第2項及び第3条第2項を追加し、第6条、第8条及び第12条を一部改正して、施行する。